

多摩地域児童相談所配置計画（案）

- 配置計画の基本的な考え方
- ・ 国の基準※を踏まえ、市町村等と緊密な連携を図る観点から、管轄人口の適正化を図る。
 - ・ 市町村はもとより、利用者の利便性向上を図る観点から、鉄道沿線等の交通利便性に配慮する。
 - ・ 虐待相談対応を行う上で警察との緊密な連携が重要なことから、警察署の管轄区域との整合性に留意する。
 - ・ 児童相談所と各市町村の子供家庭支援センター、要保護児童対策地域協議会等と一層連携がしやすくなるよう地区割を行う。
 - ・ 新設区域における児童相談所の設置場所等については、令和5年度以降、検討。あわせて、よりきめ細かな相談体制の整備に向け、サテライトオフィス等の設置についても検討する。

再編後の姿

児童相談所名	再編後			(参考) 現状	
	考え方等	人口	管轄自治体	人口	管轄自治体
立川	・ 管轄人口や自治体数を適正化 ・ 地理的条件を考慮 ・ 西多摩8市町村を他児相へ移管、近接3市を編入	72万人	立川市、昭島市、国立市 <u>東大和市、武蔵村山市【小平から】</u> <u>日野市【八王子から】</u>	75万人	立川市、昭島市、国立市、 <u>青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町</u>
小平	・ 管轄人口や自治体数を適正化 ・ 他児相へ4市を移管	75万人	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	115万人	小平市、 <u>小金井市</u> 、東村山市、 <u>国分寺市</u> 、 <u>東大和市</u> 、清瀬市、東久留米市、 <u>武蔵村山市</u> 、西東京市
八王子	・ 管轄人口を適正化 ・ 地理的条件、交通利便性等を考慮 ・ 他児相へ2市を移管	56万人	八王子市	118万人	八王子市、 <u>町田市</u> 、 <u>日野市</u>
多摩	・ 交通利便性等を考慮 ・ 現在の管轄を維持	82万人	府中市、調布市、狛江市、多摩市、稲城市	82万人	府中市、調布市、狛江市、多摩市、稲城市
【新規】 西多摩(仮称)	・ 立川児相から8市町村を移管	38万人	<u>青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町【立川から】</u>	※令和3年7月に公布された政令では、児童相談所の所管区域の人口は「基本としておおむね50万人以下」とされ、併せて発出された国通知において、おおむね50万人の規定は、管轄人口20万人から100万人までの範囲が目安とされている。	
【新規】 町田(仮称)	・ 八王子児相から移管	43万人	<u>町田市【八王子から】</u>		
【新規】 多摩中部(仮称)	・ 管轄人口や交通利便性等を考慮 ・ 小平児相から2市、杉並児相から2市を移管	59万人	<u>小金井市、国分寺市【小平から】</u> <u>武蔵野市、三鷹市【杉並から】</u>		

※ 再編後及び現状の管轄自治体のうち、下線の自治体は児相の管轄が変更となる自治体である。

多摩地域児童相談所配置計画（案）

西多摩児童相談所（仮称）

小平児童相談所

立川児童相談所

八王子児童相談所

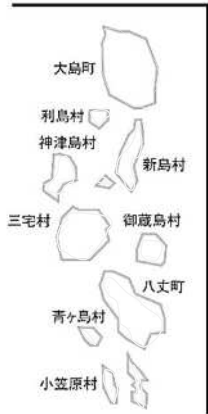
町田児童相談所（仮称）

多摩中部児童相談所（仮称）

多摩児童相談所

・ 凡例

- … 現杉並児童相談所(91万人) 管轄区域
- … 現八王子児童相談所(118万人) 管轄区域
- … 現多摩児童相談所(82万人) 管轄区域
- … 現立川児童相談所(75万人) 管轄区域
- … 現小平児童相談所(115万人) 管轄区域
- … 新たな管轄区域案



□ 児童相談所ごとの管轄人口

都立児童相談所	管轄人口
立川児童相談所	72万人
小平児童相談所	75万人
八王子児童相談所	56万人
多摩児童相談所	82万人

都立児童相談所	管轄人口
西多摩児相（仮称）	38万人
町田児相（仮称）	43万人
多摩中部児相（仮称）	59万人

* 児童相談所管轄内の管轄人口は
「住民基本台帳による世帯と人口」（令和4年8月1日現在）